

～国税庁ホームページより一部抜粋～

消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは？

個人事業者で、令和6年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超えた場合は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。令和6年分消費税の申告書をご確認ください。

令和6年分の確定消費税額 ^(※)	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和6年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	令和7年9月1日（月）
			（振替納税利用の場合の振替日） 令和7年9月29日（月）

※ 「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます。

詳しくは、事前予約制の税理士個別相談会をご利用下さい。ご予約は  381-3135 まで